

「二宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」

「二宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について

子育て・健康課

二宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、ならびに二宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

【家庭的保育事業について】

児童福祉法では、下記の4つの事業を「家庭的保育事業等」としています。家庭的保育事業等は市町村の認可事業ですが、現在町内での該当施設はありません。

- ◎家庭的保育事業…主に満3歳未満の乳幼児を対象に、定員5人までの家庭的な雰囲気の中できめ細かな保育を実施
- ◎小規模保育事業…主に3歳未満の乳幼児を対象に、6人から19人までの定員で、規模の特性を生かしたきめ細かな保育を実施
- ◎事業所内保育事業…主に3歳未満の乳幼児を対象に、事業所内の施設で従業員の子どものほか、地域の保育を必要としている子どもを保育
- ◎居宅訪問型保育事業…主に満3歳未満の乳幼児を対象に、乳幼児の居宅で1対1の保育を実施

【放課後児童健全育成事業について】

放課後児童健全育成事業は、学童保育所事業のことです。町には公設民営の学童保育所が3か所、民設民営の学童保育所が1か所あります。

【改正内容について】

今回の改正は、家庭的保育事業等と放課後児童健全育成事業について、設備及び運営に関する国の基準が改正されたことに伴うものです。共通の改正内容は、

- ◎利用者の安全を確保するための「安全計画」についての策定や必要な措置などの義務付け
- ◎自動車の乗車、降車の際の確実な所在確認の義務付け
- ◎感染症、食中毒の発生、まん延を防ぐための措置として、職員への研修と訓練の定期的な実施の努力義務の規定

となります。

補足説明は以上です。